

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例（平成24年6月7日京都市条例第6号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の施行により所得税法が改正され、扶養控除が一部廃止されましたが、京都市老人医療費支給条例による医療費の支給対象者の判定に係る扶養控除額の算定については、同法律による改正前の所得税法の規定の例によることとしました。

この条例は、平成24年8月1日から施行することとしました。

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月7日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「対して,」の右に「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるとした場合において,」を加え,「課されていない」を「課されないこととなる」に改める。

附 則

この条例は,平成24年8月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)